

## 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例

沖縄県部等設置条例（昭和47年沖縄県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を削り、同条第9項に次の1号を加える。

(4) 国内外の交流に関する事項

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

「沖縄21世紀国際交流基本戦略」に基づき各種施策を効果的に実施していくため、知事公室から文化観光スポーツ部に国内外の交流に関する事項に係る事務を移管する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。